

役員への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則

(協会主催の講師等謝金)

第1条 常勤役員を除く理事及び監事(以下「非常勤役員」という。)が協会の主催する講習会、セミナー又はこれに類する会合(以下「講習会等」という。)の講師又は委員等(以下「講師等」という。)を務めたときは、次に掲げる額を限度として講師等謝金を支払うことができる。

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 30分以上1時間未満 | 5,000円 |
| (2) 1時間以上3時間未満 | 10,000円 |
| (3) 3時間以上 | 20,000円 |

(共催の講師等謝金)

第2条 非常勤役員が、協会が他と共催する講習会等の講師等を務め、共催先から講師派遣料を収受したときは、次に掲げる額の講師等謝金を支払うこととする。

- | | |
|--|----------------|
| (1) 正会員Cから選任された役員及び定款第23条第1項の規定により正会員以外から選任された役員 | 収受した講師等派遣料の80% |
| (2) (1)以外の役員 | 収受した講師等派遣料の60% |

(その他の講演会等の講師等謝金)

第3条 理事及び監事が他の団体等からの依頼による講習会等の講師を務め、依頼元から講師派遣料を収受したときは、次に掲げる額の講師等謝金を支払うこととする。

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 常勤役員 | 収受した講師等派遣料の70% |
| (2) その他の役員 | 収受した講師等派遣料の80% |

(原稿執筆謝金)

第4条 会長、副会長及び専務理事の職にある理事を除く役員が、協会の発行する機関誌又は書籍に執筆したときは、別に定める原稿料基準に基づき執筆謝金を支払うことができる。

(改正)

第5条 この規則の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補則)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成22年6月18日(理事会の決議の日)に制定し、平成23年4月1日(公益法人の設立の登記の日)から施行する。